

令和3年5月31日

保護者の皆様

旭川市立新町小学校  
校長 北 島 やよい

## 緊急事態宣言期間延長に伴う教育活動の変更について（お知らせ）

平素より、本校の教育に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、北海道においても緊急事態宣言の期間が6月20日(日)まで延長となりました。北海道教育委員会及び旭川市教育委員会の通知により、児童への学習指導への配慮事項及び校内での保健衛生活動に関しての一層の周知徹底が求められることとなりました。

教育活動を実施するにあたり、感染リスクを可能な限り低減するために「学校の新しい生活様式(文部科学省)」に基づき、これまで行ってきた手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症への対策を徹底し、子どもたちの健やかな学びを保障して参ります。また、先日、各担任と児童との間で教育相談を実施いたしました。安心して学校生活を送ることができるよう、子どもたちの心のケアにも努めて参ります。学校生活に対して不安なく過ごせるよう個に応じた丁寧な指導に努めます。

つきましては、下記の通り緊急事態宣言期間延長下における本校の取組への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

### 記

- 1 日課の変更 緊急事態宣言期間中は、**校内の清掃・消毒等の作業を児童の下校後に教職員が行いますので特別日課**といたします。

期間は 5月31日(月)～6月20日(日)です。

5時間授業 13:55下校 6時間授業 14:45下校

**登校時間は 通常どおり8:00～8:10です。給食はあります。6月7日(月)は登校日です。**

- 2 その他の変更

- (1) 放課後の遊び等については、「密にならないこと」「異学年と交流しない」「マスク着用」が原則です。**学校敷地内の遊具(ブランコ シーソー ジャングルジム等)については、衛生管理上当面の間使用禁止とします(学校での休み時間等も使用禁止とします)**。ルールを守ることに付いて御家庭でもお声掛けをお願いします。
- (2) 運動会や遠足等の学校行事につきましては、日程変更をさせていただいております。今後の感染症拡大状況を踏まえ、適切に判断いたします。実施の可否や実施内容・方法の変更等について追ってお知らせして参ります。
- (3) 教職員につきましても、不要不急な外出の自粛、自身の健康管理が求められております。緊急事態宣言期間中は、定時退勤に努めて参りますので、御理解をお願いいたします。

本文書に関わって御不明な点等がございましたら新町小(教頭 22-8317)まで御一報願います。